赤字下線:修正箇所

I. 次期計画の施策展開(案)

1. 施策展開の考え方

この計画では、将来像である「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」の創造に向けて、さいたま市文化芸術都市創造条例第7条に基づく7つの施策に、「文化芸術と観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策」と連携するため、新たな施策として「文化芸術と多様な分野との有機的な連携」を加えた8つの施策について、具体的な取組を示します。

また、本市の現状と課題を踏まえ、今後 10 年間の計画期間の中で重点的に取り組むべき事項を定めた3つの重点プロジェクトを設定します。この重点プロジェクトは、基本施策の横断的・総合的な取組であり、一体的に取り組むことで施策の効果的な推進を図ります。

■計画の全体像 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市 幅広い文化 文化芸術の 市民等が主体 将来像 文化芸術を 的に文化芸術 芸術と気軽に もつ創造力に 世界へ発信 触れ合える より活力あふ 活動に参画 するまち するまち まち れるまち 文化芸術都市の創造に当たっては、 ①市民等が愛着と誇りを持つことができる活力のある都市の形成の 推進が図られるものとする。 ②市民等の自主性が尊重されるとともに、市民等の文化芸術に対する 基 理解及び関心が深められることにより、市民等の生活の充実が図ら 本 れるものとする。 ③市及び市民等が相互に連携し、及び協力することにより、文化芸術 理 の振興が効果的に図られるものとする。 ④地域で育まれてきた文化芸術の保存及び活用並びに新たな文化芸 術に配慮された環境の整備が図られるものとする。 ⑤子どもから高齢者まで広く、文化芸術に親しむこと又は文化芸術活 動を行うことができるための適切な支援が図られるものとする。 施策1 施策3 施策4 施策5 施策6 施策7 施策8 子どもの感性のな文化芸術に対する 施設の充実文化芸術活動の 関する資源の発掘・保護・地域に根ざした文化芸芸 機会の提供多様な文化芸術に触れる 必要な文化芸術活動の促進 文化芸術都市の創造の の伝 生解や関心の促進文化芸術に対する |継承と発見 化芸術と多様 的な連携 民俗的 基本施策 の á な文化芸 場となる な分野との ため 重点 文化芸術を 文化芸術都市 さいたま市の 活かしたまちの 創造を担う 魅力ある資源 プロジェクト 活性化 人材の育成 の活用と発信

2. 基本施策の体系

基本施策	施策展開	具体的な取組	
施策 1 文化芸術都市の 創造のために必要な 文化芸術活動の促進	- 1-1.文化芸術活動に関わる人材の育成・支援	○芸術家の活動機会の充実○文化芸術事業の企画・運営に関わる人材の育成○文化芸術団体の交流の促進	○文化芸術サポーターの活性化○文化芸術団体の活動支援○文化芸術活動に対する顕彰
	1-2. 情報基盤の充実	○文化芸術に関わる人材・団体情報の収集・提供	○文化芸術団体 <mark>等</mark> の情報発信に対する支援
施策 2	2-1. 子どもの文化芸術教育の推進	○未就学児に対する鑑賞・体験機会の充実	○学校等との連携を通じた文化芸術教育の推進
文化芸術に対する 子どもの感性の <u>醸成</u>	2-2. 子どもの鑑賞・発表・体験機会の充実	○子どもを対象にした鑑賞・体験機会の充実	○子どもを対象にした発表機会の充実
施策 3	3-1. 伝統的・民俗的な文化芸術の継承	○後継者育成に対する支援	○人材等の情報収集・提供
伝統的・民俗的な 文化芸術の継承と発展	- 3-2. 伝統的・民俗的な文化芸術に触れる機会の充実 -	○伝統的・民俗的な文化芸術の鑑賞・参加機会の充実	
施策 4	- 4-1. 鑑賞機会の充実	○身近な鑑賞機会の創出	○魅力ある文化芸術の鑑賞機会の提供
文化芸術に対する	4-2. 活動への参加機会の充実	○発表機会の充実	○体験機会の充実
理解 <mark>や</mark> 関心の促進	- 4-3. 鑑賞・参加機会に関する情報収集・提供 -	○文化芸術事業に関する情報収集・提供	○多様な参画を促進する仕組みづくり
	- 5-1. 盆栽文化の振興	○大宮盆栽美術館を拠点とした盆栽文化の振興○「大宮盆栽」のブランド化と盆栽に関わる産業の振	○盆栽文化と触れ合える機会の拡充 興
	- 5-2.漫画文化の振興	○漫画会館等を活用した漫画文化の振興	○漫画文化に関わる人材の育成
施策 5 地域に根ざした文化 芸術に関する終済の	- 5-3. 人形文化の振興	○岩槻人形博物館を拠点とした人形文化の振興 ○人形文化を活用したまちの活性化	○人形文化に関する情報発信の強化
芸術に関する資源の 発掘・保護・活用	- 5-4. 鉄道文化の振興	○鉄道博物館等との連携強化	○鉄道文化に関する情報発信の強化
	- 5-5. 多彩な文化芸術資源の発掘・保護・活用	○文化芸術資源を活かした事業の推進	○文化財等の保存・継承 <u>・活用</u>
施策 6	- 6-1. 文化芸術を通じた交流の推進	○国際的な文化芸術イベントを通じた交流○本市とゆかりのある都市との交流	○多様な芸術家と地域の交流
触れる機会の提供	- 6-2.文化芸術によるまちづくり	○文化芸術資源を活かしたまちづくり	○文化芸術を活かしたまちづくり事業への支援
施策 7	7-1. 文化芸術の活動の場となる施設の機能向上・充実	○利用者や時代のニーズに合わせた施設機能の向上 ○利用者の利便性向上	○利用者に優しい施設の創出
文化芸術活動の場となる施設の充実	7-2. 文化芸術都市創造に向けた拠点機能の構築と 施設連携	○拠点機能の構築○埼玉県や民間の文化関連施設との連携	○拠点施設を中心とする文化施設間の連携
施策 8	- 8-1. 多様な分野との連携体制の構築	○庁内における多様な施策分野との連携体制の構築	○地域の多様な分野との連携体制の構築
文化芸術と多様な分野との有機的な連携	- 8-2. 多様な分野との連携事業の推進	○庁内における多様な施策分野との連携事業の推進	○地域の多様な分野との連携事業の推進

3. 重点プロジェクト

重点 プロジェクト **1**

文化芸術を活かしたまちの活性化

文化芸術の持つ創造性を活かし、国際的な芸術祭、芸術家の新たな創造環境の創出、文化芸術と教育や観光など多様な分野の施策との有機的な連携等により、多様な交流を生み出し、都市の創造性を高め、まちの活性化を図ります。

主な取組

- 〇国際的な文化芸術事業の推進
 - さいたま市の文化芸術資源を活用した国際的なイベントの開催
- ○芸術家と地域の交流の促進 アーティスト・オン・サイトの実施
- ○文化芸術と<u>多様な分野</u>との連携強化 多様な分野と連携した事業の展開

重点 プロジェクト

文化芸術都市創造を担う人材の育成

若手をはじめとする芸術家の支援を 通じて創造活動を行う人材を増やすと ともに、創造活動を支える文化芸術サ ポーターの育成や文化芸術イベントを 企画・運営できる人材を育成することに よって、本市の文化芸術都市創造<u>を市民</u> 等との協働により推進します。

主な取組

- ○芸術家に対する総合的な支援 人材情報バンク事業の拡充
- ○文化芸術活動を支える人材の育成 文化芸術に関わるサポーター事業の拡大 文化芸術に関わる人材育成事業の拡充
- ○文化芸術活動をコーディネートできる人材の育成 文化芸術を創造・活用するためのプラットフォームの構築

重点 プロジェクト

さいたま市の魅力ある資源の活用と発信

盆栽、漫画、人形、鉄道を本市の魅力 ある資源として位置付け、積極的に活 用・発信することで、さいたま市らしさ を活かした「文化芸術都市さいたま」と しての魅力向上を図ります。

主な取組

- ○魅力ある資源を活用した事業の推進
 - <u>さいたま市の魅力ある文化芸術資源を活用したイベントや</u>事業 の実施
- 〇魅力ある資源の連携
 - <u>多様な分野との発展的な</u>コラボレーション事業の実施
- 〇魅力ある資源の発信

大宮盆栽美術館を拠点とした盆栽文化の振興・発信 岩槻人形博物館を拠点とした人形文化の振興・発信

<参考>施策展開の修正の考え方

修正箇所	審議会委員への意見聴取における主な意見等	次期計画への反映
リード文	〈事務局発案〉 「教育、観光、健康福祉、都市計画など幅広い分野との連携や関係団体等との連携、地域経済の活性化や産業の振興への配慮といった新たな視点に立って」の記載部分は、現計画の策定から年月が経過し、もはや「新たな視点」とはいえないため、表現を修正する。	修正案:文化芸術基本法条文にならい、第7条に基づく7つの施策 <u>に、新たな施策として「文化芸術と観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と連携」するため、「文化芸術と多様な分野との有機的な連携」を加えた8つの施策について、</u> 具体的な取組を」とする。
将来像	・4つの将来像のうち「文化芸術の創造性によって活力にあふれるまち」は、不明瞭。	現計画:「文化芸術の創造性によって活力にあふれるまち」 修正案:「文化芸術 <u>のもつ創造力により</u> 活力あふれるまち」
施策 1 文化芸術都市の創造のために 必要な文化芸術活動の促進	・施策タイトルについて、「文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動の促進」は、誰 が必要としているのかを具体的に示すべき。	現計画は「さいたま市文化芸術都市創造条例」に基づき、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造のために策定されている。よって、すべての施策の主体は市民等であることが前提となるため、施策タイトルは修正しない。
1-1 文化芸術活動に関わる人材の 育成・支援	・「具体的な取組」の「○文化ボランティアの活性化」を「○文化芸術サポーターの活性化」 とし、多様な支援や参加につなげることが必要。	現計画:「〇文化ボランティアの活性化」 修正案:「〇文化 <u>芸術サポーター</u> の活性化」
1-2 情報基盤の充実		現計画:「○文化芸術団体の情報発信に対する支援」 修正案:「○文化芸術団体 <u>等</u> の情報発信に対する支援」
施策 2 文化芸術に対する子どもの 感性の向上	・施策タイトルについて、「感性の向上」というと一方的で押し付けている印象があるため、 「感性の醸成」と改める必要がある。	現計画:「文化芸術に対する子どもの感性の向上」 修正案:「文化芸術に対する子どもの感性の <u>醸成</u> 」
2-2 子どもの鑑賞・発表・体験機 会の充実	・2つある「具体的な取組」を「子どもに向けた鑑賞・体験・発表機会の充実」に一本化し、総合的に評価するとよい。	進捗状況を的確に分析するためには、鑑賞・体験と発表を分けて評価する必要があるので修正は行わない。
施策 3 伝統的・民俗的な文化芸術の 継承と発展	・「施策展開」や「具体的な取組」に、発展の要素を盛り込むべき。	施策3全体で継承と発展を目指しているので、修正は行わない。
施策 4 文化芸術に対する理解及び 関心の促進	・施策タイトルについて、「理解及び関心の促進」という表現では市民にとって分かりづらい。	現計画:「文化芸術に対する理解及び関心の促進」 修正案:「文化芸術に対する理解 <u>や</u> 関心の促進」
4-3 鑑賞・参加機会に関する情報 収集・提供	・「具体的な取組」に文化芸術を通じた社会貢献や、クラウドファンディング、様々な地域コミュニティの参加につながるような要素を加えるべき。	修正案:「具体的な取組」を追加。 「〇多様な参画を促進する仕組みづくり」
施策 5 地域に根ざした文化芸術に 関する資源の発掘・保護・活用	_	_
5-3 人形文化の振興	<事務局発案> 岩槻人形博物館の開館や、アンケート結果等を踏また取組を展開する。 ・大宮盆栽美術館と同様に人形文化の振興を図る。 ・人形文化に対する認知度の地域差を解消するために情報発信の強化を図る。 ・地域の歴史を活かしたまちづくりと連携し、人形文化を活用したまちの活性化を図る。	現計画:「〇(仮称)岩槻人形会館の整備」 「○人形に関わる産業の振興」 修正案:「○岩槻人形博物館を拠点とした人形文化の振興」 「○人形文化に関する情報発信の強化」 「○人形文化を活用したまちの活性化」
5-5 多彩な文化芸術資源の発掘・ 保護・活用	・「文化芸術資源」を「地域資源」とすれば、対象が広がり柔軟な対応が可能になるのでは。	本計画は文化芸術都市の創造を目指しているため、「文化芸術資源」の表記は修正しない。
	<事務局発案> 文化財保護法の改正を踏まえ、文化財等の積極的な活用を図る。 	現計画:「○文化財等の保存・継承」 修正案:「○文化財等の保存・継承 <u>・活用</u> 」
施策 8 文化芸術と多様な分野との 有機的な連携	〈事務局発案〉 文化芸術基本法への改正の趣旨を踏まえ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の分野と連携した事業を積極的に展開する。	修正案:施策8「文化芸術と多様な分野との有機的な連携」を新規追加 これに伴い、<施策展開>も新規追加 8-1. 多様な分野との連携体制の構築 ○庁内における多様な施策分野との連携体制の構築 ○地域の多様な分野との連携体制の構築 8-2. 多様な分野との連携事業の推進 ○庁内における多様な施策分野との連携事業の推進 ○地域の多様な分野との連携事業の推進

修正箇所	審議会委員へのヒアリングにおける主な意見等	次期計画への反映
重点 1 文化技術を活かしたまちの 活性化	・解説文のうち、「文化芸術を活用した産業の振興などを通じて」の部分は、施策8「文化芸術と多様な分野との有機的な連携」の追加に伴い、表現を修正するべき。	現計画:解説文「文化芸術を活用した産業の振興などを通じて」 修正案:解説文「文化芸術 <u>と教育や観光など多様な分野の施策との有機的な連携等により</u> 」
○国際的な芸術祭の開催	・「主な取組」について「さいたま国際芸術祭」に限定せず、より広くさいたま市の文化芸術 資源を活用する表現に改めるべき。	現計画:「〇国際的な芸術祭の開催」 修正案:「〇国際的な <u>文化芸術事業の推進</u> 」
	<事務局発案> 上記「主な取組」の項目修正に伴い、具体例も修正。	現計画:具体例「(仮称) さいたまトリエンナーレの開催」 修正案:具体例「さいたま市の文化芸術資源を活用した国際的なイベントの開催」
○芸術家と地域の交流の促進	<事務局発案> 具体例を現状の活動に合わせて修正。	現計画:具体例「アーティスト・イン・レジデンスの実施」 修正案:具体例「 <u>アーティスト・オン・サイト</u> の実施」
○文化芸術と産業の連携強化	<事務局発案> 施策8「文化芸術と多様な分野との有機的な連携」を、重点プロジェクトにも反映する。	現計画:「○文化芸術と産業の連携強化」 具体例 「(仮称)さいたまトリエンナーレへの市内企業の参加(参加アーティストと企業の 交流促進)」 修正案:「○文化芸術と <u>多様な分野</u> との連携強化」 具体例「 <u>多様な分野と連携した事業の展開</u> 」
重点 2 文化技術都市創造を担う 人材の育成	・「人材」という言葉は、管轄下に置いた人に対し使う印象があるため、表現を改められないか。 <事務局発案> 施策 1-1 と同様に、多様な支援や参加につながる表現にする。	→国の文化芸術推進基本計画や、本市の他の計画でも「人材」という言葉を使用している。一般にも浸透してきている表現であるため、タイトルの修正は行わない。しかし、解説文に市民等との協働により推進する事業であることを明記する。 現計画:解説文「創造活動を支えるボランティアの育成や文化芸術イベントを企画・運営でき
		る人材を育成することによって、本市の文化芸術都市創造の中核となる人材を育成します」 修正案:解説文「創造活動を支える <u>文化芸術サポーター</u> の育成や文化芸術イベントを企画・運営できる人材を育成することによって、本市の文化芸術都市創造 <u>を市民等との協働により推進します</u> 」
〇文化芸術活動を支える人材 の育成	<事務局発案> 本市の文化芸術都市創造を担う人材の育成を広く推進する必要があるため、表記を修正。	現計画:具体例「(仮称) さいたまトリエンナーレにPR・運営ボランティアを導入」 修正案:具体例「文化芸術に関わるサポーター事業の拡大」 「文化芸術に関わる人材育成事業の拡充」
〇文化芸術活動をコーディネ ートできる人材の育成	<事務局発案> 単独の事業に限らず、広く、市民等との協働の仕組みや、文化芸術の創造性を活用するためのプラットフォームの構築を図る必要があるため、表記を修正。	現計画:具体例「(仮称) さいたまトリエンナーレ市民プロジェクトの支援」 修正案:具体例「文化芸術を創造・活用するためのプラットフォームの構築」
重点3 さいたま市の魅力ある資源の 活用と発信	・市の魅力ある資源を、盆栽、漫画、人形、鉄道の4つに限定しない方がよいのではないか。	重点プロジェクト3は、本市の特徴的な魅力ある資源である「盆栽、漫画、人形、鉄道」について重点的に取り組む施策であるため、修正は行わない。
〇魅力ある資源を活用した事 業の推進	<事務局発案> 単独の事業に限らず、本市の文化芸術資源を活用した国際的なイベントの連携事業を推進する必要 があるため、表記を修正。	現計画:具体例「(仮称) さいたまトリエンナーレ連携事業の実施」 修正案:具体例「さいたま市の魅力ある文化芸術資源を活用したイベントや事業の実施」
〇魅力ある資源の連携	<事務局発案> 施策8「文化芸術と多様な分野との有機的な連携」を踏まえた連携事業を実施する必要がある ため、表記を修正。	現計画:具体例「他分野とのコラボレーション事業の実施」 修正案:具体例「 <u>多様な分野</u> との <u>発展的な</u> コラボレーション事業の実施」
〇魅力ある資源の発信	<事務局発案> 大宮盆栽美術館に加えて、新たに開館する岩槻人形博物館を拠点とし、より積極的な魅力の発信を行う必要があるため、表記を修正。	現計画:具体例「世界盆栽大会の開催支援」 修正案:具体例「 <u>大宮盆栽美術館を拠点とした盆栽文化の振興・発信</u> 」 「 <u>岩槻人形博物館を拠点とした人形文化の振興・発信</u> 」

Ⅱ.次期計画の成果指標(案)について

1. 現 状 と 課 題

<現行計画の成果指標>

さいたま市を「文化的なまち・芸術のまち」とイメージする市民の割合 平成 25 年度 15.0% → 令和 2 年度 25.0%

<次期計画に向けての課題>

上記の指標は、平成 30 年度市民意識調査で 14.1%と計画策定時を割り込んでおり、令和 2 年度の目標達成は困難な状況である。

2. 審議会委員の主要な意見

- ・次期計画の上位計画「さいたま市次期総合振興計画(案)」の成果指標は、上記の課題も踏まえて、指標内容を一部修正している。次期計画においても、全体の総合指標として、これらの成果指標を採用してはどうか。
- ・上記指標の下に、個別の事業に定量的な指標を設けてはどうか。

3. 他都市の参考事例調査結果

他の政令指定都市の成果指標

「用語説明〕

アウトカム指標・・・ 計画の目標達成度を把握するために設定する成果指標のこと。

(例:文化芸術環境に対する市民の満足度、等)

アウトプット指標・・・主に各事業の実施状況を把握するために設定する活動指標のこと。

(例:○○コンサートの参加者数、等)

- ①アウトカム型(計画全体の進捗状況を総合的に評価する指標を設定)
 - ⇒横浜市、川崎市

(横浜市:「文化芸術都市施策の浸透度」・・・横浜に対し市民が持つイメージを数値化)

②アウトプット型(文化芸術に関する取組や事業について、個別に指標を設定)

→千葉市

(千葉市:参加者数や実施回数など、各事業の特性を踏まえた目標値を設定)

- ③アウトカム+アウトプット混合型(計画全体を評価する指標と、施策や事業を個別に評価する指標の両方を設定)
 - ⇒札幌市、大阪市

4. 次期計画成果指標の変更点

上記(1)~(3)を踏まえ、次期計画の成果指標を以下のとおり整理。

⇒計画全体の総合指標(アウトカム指標)として、「さいたま市次期総合振興計画(案)」 の成果指標を採用

<計画全体の総合指標>

- ・文化芸術に親しめるまちであると感じる市民の割合 (「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と考える市民の割合)
- ・文化芸術活動(鑑賞を含む)を行う市民の割合 (過去1年間に1回以上の文化芸術活動(鑑賞を含む)を行った市民の割合)
- ・歴史文化資源に愛着を感じ大切に思う市民の割合
- ⇒上記の総合指標(アウトカム指標)の下に計画事業ごとの定量的な指標(アウトプット 指標)を設定することを検討

<定量的な成果指標(例)>

- ・イベント⇒来場者数・施設⇒利用率
- ・コンテスト⇒応募者数・ボランティア⇒登録者数

6